

EUにおける 遺伝資源の利用者のための 遵守措置

磯崎博司

上智大学客員教授

岩手大学名誉教授

ABS国際協力の仕組み

- 1: pic 個別許可手続き（一般、国内法）
CBD15-5 従来通り：基本レベルを標準手法
- 2: mat 契約（一般、契約法）
CBD 15-7 最低限の説明 従来通り
- 3: 契約と取得規制のリンク（一般、国内法）
契約を許可条件の一つに
- 4: 文書受継ぎ（遺伝資源分野、名古屋議定書）
原材料調達：合法確認 認証

CBD、議定書に関わりなく ABSは従来通り

- 国内法に取得許可の義務づけがあれば
取得行為 許可申請 情報提供
許可の受領 許可に従って取得・入手
- 国内法に契約の制限があれば
契約行為 法に則した契約の締結
- その国内法違反があれば、摘発、捜査、裁判など
ただし、国境越えない
- 契約は、公正・衡平 利益配分も フェアトレード
- どの国が提供国でも アメリカでも

CBDメカニズムと その対象範囲

- CBDメカニズム(取得利用そのものではない)
取得・利用の促進、不要な制限の禁止 努力義務
その他(技術の移転と支払い、基盤支援、資金支援)
- 取得利用そのものは、従来通り: 標準手法(PIC)の提示
- その対象範囲: 国家領域内、遺伝資源、
CBD発効後に取得、直前の提供国
- その対象外: 国際公域、遺伝資源以外(物質以外、
遺传的機能単位のない物質)、CBD以前に
取得、直前以前の提供国との関係
- 対象外のものの扱いは、従来通り。各国内法の下に置かれる
ex. ブラジル法

名古屋議定書15-1

利用国の国内措置

- 提供国のABS 法令または規則がPICを義務づけていた場合はそれに従って遺伝資源が取得されていたこととなるように (過去の法令遵守を確認)
- 提供国のABS 法令または規則が条件を定めていた場合はそれに従ったMATが締結されていたこととなるように (過去の法令遵守を確認)
- そのようにするための国内措置の整備
認証手法 (規格認証ではなく合法認証)
(取締や処罰の代行ではない)

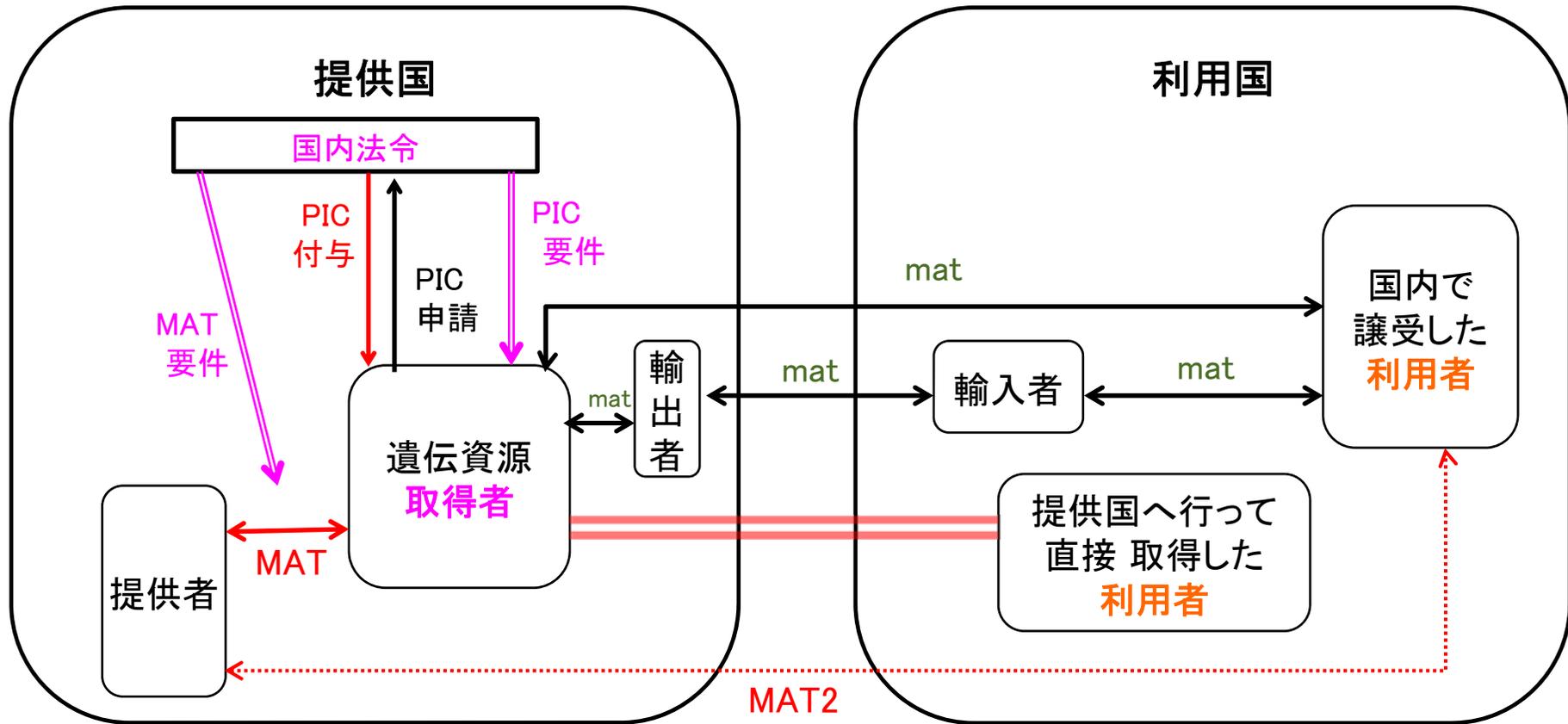
議定書メカニズム

- 提供国に 法令整備 情報通告
- 利用国による協力： 国内措置
提供国の法令を遵守して取得されていたこと
その法令に則して契約が締結されたこと
上記の確認： 当事者（譲渡・譲受の際に）
利用国： そのモニタリング、情報通告
- X 提供国法令の執行・取り締まり
- X その違反の摘発・処罰

議定書メカニズムの対象

- CBDの対象範囲 X CBDの対象外
- 遺伝資源に**関連する**伝統的知識 X 関連しないもの
- **議定書発効後**に取得 X **それ以前**に取得
- 議定書**15条1項**の国内法規定 X **それ以外の規定**
 - X 許可条件の遵守に関する規定
 - X 利用行為の規制に関する規定
 - X ABS**法の規制対象でない**契約
 - X 契約(規制対象含む)の**履行・不履行**
- その対象外のものの扱いは、**従来通り**。
各**国内法**の下に置かれる ex. ブラジル法
- **議定書締約国は、上記対象外のものを、利用国の国内措置においても対象外にできる**

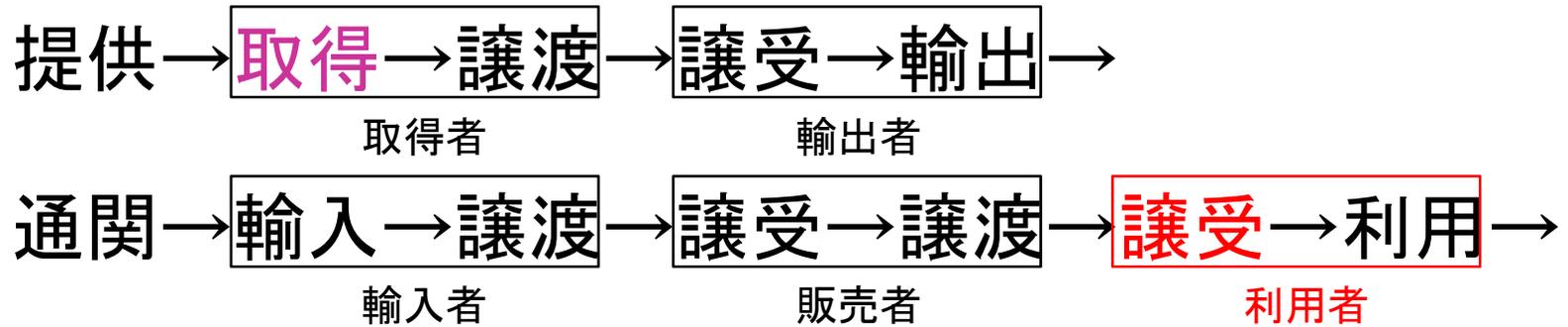
遺伝資源の取得と取引



生物多様性条約・名古屋議定書の有無にかかわらず、提供国内でのその法令の遵守や公正な契約は必要

mat (PICとMATの受け継ぎと伝達)

関連する行為と行為者



許認可申請 → 許認可付与 →

知財申請 → 知財付与 → 商品開発 → 製品販売

- 各行為(者)か、 主要行為(者)か、 責任集中か
- EU規則: **利用者**に集中、その**譲受**行為
- ブラジル法: 研究・技術開発、 経済的開発
取得規制なし 利用者 製造・生産者(利益配分)

EU規則

- 適用対象

CBD対象範囲の

遺伝資源・関連する伝統的知識

- 議定書発効後に取得
- 議定書締約国である提供国
- 適用可能なABS法令の存在

基本的義務

- 譲受する遺伝資源・伝統的知識が
提供国において
その法令を遵守して取得されていたことを
相当の注意を払って確認 実体的義務
- 具体化：
関連情報や文書の請求・保管・伝達
- その実行の外見的判別 証明申告
手続き的義務

関連情報や文書

- 国際的に認知された遵守証明書
- 後続の利用者に関わる内容を含む契約
- 国際的に認知された遵守証明書が得られない場合は 同等の情報や文書
- 不十分または合法性が不確実な場合は 取得許可書や契約書の取り直し または 利用の停止

確認の対象

- 提供国での、取得時点での、取得行為の合法性：
国際的に認知された遵守証明書によって
- 契約に基づいた利益配分：
原契約の受継ぎ、保管、伝達によって
- 以上は、議定書15-1に対応
- **確認義務も、証明義務も、利用者**に集中
譲受行為について(利用行為ではない)
- 関連情報・文書の請求・保管・伝達：
流通ルートを通じて、他の当事者にも及ぶ

相当の注意

- 通常の程度に慎重な人がそれぞれの状況において払うであろう程度の注意
- 過失： 相当の注意を払わずに(過失により)特定の行為を行ったことが原因となって損害が生じた場合に、その行為者は賠償責任を負う
- 過失があったこと 行為責任や違法性の根拠
行為者を訴える側が証明
- EU規則： **利用者が証明**
相当の注意を払ったこと 合法性の根拠

例外

- ITPGR 附属書 I、SMTAは、対象外
- ITPGR附属書 I に掲載されていないPGRFA
議定書の締約国である提供国が、
規制管理下・排他的権利が設定されていない
PGRFAに
SMTAの適用を決定している場合
- その取得は、相当な注意を払ったと見なす
- 病原体である遺伝資源 例外的な措置

登録コレクション

- 利用者支援
- 適法取得の確認済み コレクションの登録
- 登録コレクションから譲受
- 相当の注意を払った確認義務のうち、
関連情報請求義務を果たしたと見なす

遵守のモニタリング

- 相当の注意を払った**確認義務**を
利用者が証明する手続き 議定書17-1
研究資金の受領の時点
製品の最終開発の時点
- 権限ある当局、商業・工業情報（遺伝資源およびその利用が特定される情報）の**秘密保持**
ABSクリアリング・ハウスには送付しない、
提供国には送付

最善慣行

- 相当の注意を払った**確認**とその**証明**申告の義務のための**手続き・手段・仕組み**の組み合わせ
- 健全な市場の形成を目指すためのモデル
- 最善慣行の誓約 **誓約利用者団体の登録**
- 権限ある当局 最善慣行の効果を念頭に
 一般的に利用者による義務遵守をモニター
- 議定書17-1に対応

EU規則違反

- 加盟国： 上記義務の違反に適用される罰則規則を定める 必要とされるあらゆる措置をとる
- その罰則 効果的、抑止的、均衡
- 議定書15-2に対応

ご静聴ありがとうございます

詳しくは

バイオインダストリー協会生物資源総合研究所
(監修) 磯崎・炭田・渡辺・田上・安藤(編)
(2011年) 『生物遺伝資源へのアクセスと
利益配分—生物多様性条約の課題』 信山社



磯崎博司「条約の実施確保に向けて:国内措置の整備義務
地球環境学研究10号、上智大学リポジトリ [http://
repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/
36923/1/200000813699_000010000_1.pdf](http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/36923/1/200000813699_000010000_1.pdf)

磯崎博司「名古屋議定書に対応する国内法令」同11号